

平成22年6月7日(月曜日)第2回定例会

出席議員(18名)

1番	高橋勝文	議員	2番	沖津一博	議員
3番	石山忠	議員	4番	辻登代子	議員
5番	工藤吉雄	議員	6番	杉沼孝司	議員
7番	國井輝明	議員	8番	木村寿太郎	議員
9番	鴨田俊廣	議員	10番	佐藤毅	議員
11番	松田孝	議員	12番	石川忠義	議員
13番	新宮征一	議員	14番	伊藤忠男	議員
15番	佐藤暘子	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	鈴木賢也	議員

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	片桐久之	選挙管理委員会委員長
芳賀靖夫	農業委員会会長	今野要一	総務課長
横山一郎	総務課危機管理室長	菅野英行	総合政策課長
月光龍弘	総合政策課イメージアップ推進室長	宮川徹	総合政策課企業立地推進室長
丹野敏晴	財政課長	犬飼弘一	税務課長
安彦浩	市民生活課長	犬飼一好	建設管理課長
富澤三弥	建設管理課都市整備室長	軽部修一	建設管理課緑化推進室長
山田敏彦	下水道課長	尾形清一	農林課長(併)農業委員会事務局局長
工藤恒雄	商工観光課長	那須吉雄	健康福祉課長
柴崎良子	子育て推進課長	安孫子政一	会計管理者(兼)会計課長
那須勝一	水道事業所長	櫻井幸夫	病院事務長
荒木利見	教育長	鈴木一徳	学校教育課長
阿部藤彦	中学校給食室長	白林和夫	学校教育課指導推進室長
清野健	生涯学習課一課室長	片桐久志	監査委員
奥山健一	監事		

事務局職員出席者

柏倉隆夫	事務局 局長	荒木信行	局長 補佐
佐藤利美	総務 主査	兼子 亘	主 任

議事日程第3号 第2回定例会
 平成22年6月7日(月曜日) 午前9時30分開議

再 開
 日程第 1 一般質問
 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再 開 午前9時30分

高橋勝文議長 おはようございます。
 ただいまから本会議を再開いたします。
 本日の欠席通告議員はありません。
 出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
 本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

一 般 質 問

高橋勝文議長 日程第1、6月3日に引き続き一般質問を行います。

一般質問通告書

平成22年6月7日(月)

(第2回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
6	男女共同参画社会の実現について	行財政改革指針前期アクションプランに掲げる女性比率30%はどのように達成していくのか 男女共同参画のまちづくり条例の制定について	4番 辻 登 代 子	市 長
7	子育て支援について	子育て知恵袋の配布について 子育て支援員制度の導入について 市立病院の夜間小児救急の設置について		市 長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
8	政治姿勢について	<p>諮問機関（審議会・委員会等）のあり方について</p> <p>委員会主体の審議にするために</p> <p>（イ）委員選任のあり方</p> <p>（ロ）ゆとりある審議期間</p> <p>（ハ）事務局の強化</p> <p>（ニ）仮称・まちづくり委員会について</p>	16番 川越孝男	市長
9	教育行政について	<p>中学校給食について</p> <p>（イ）現在進められているプロポーザル方式の課題について</p> <p>小学校給食調理業務委託契約にかかわる問題点について</p>		教育委員長
10	職員定数について	<p>行政本来の業務は、完遂されるべきだが、その現状と改善策について</p> <p>適正配置なるよう点検・見直しについて</p> <p>臨時・パート賃金の引き上げについて</p>		教育委員長 監査委員 市長
11	寒河江市の観光振興について	<p>観光振興策について、どのように取り組んでいるのか。経過と今後について</p> <p>観光資源についての考え方、整備の方策について</p>	3番 石山 忠	市長

辻 登代子議員の質問

高橋勝文議長 通告番号6番、7番について、4番辻 登代子議員。

〔4番 辻 登代子議員 登壇〕

辻 登代子議員 皆さん、おはようございます。

待ちに待ったさくらんぼの季節となりました。そして、寒河江市の大イベントの一つ、第8回花咲かフェアINさがえが開催されております。より多くのお客様がおいでになることを心から願っているところであります。

私は、新清・公明クラブの一員として、通告番号に従い質問させていただきます。

通告番号6番、男女共同参画社会の実現についてであります。

本県において、昨年の1月に県知事に吉村知事が就任され、はや1年半を迎えております。東北初の女性知事誕生で、全国においても注目を浴びていることと思います。私たち女性にとりましても、女性知事誕生は大きな喜びであります。女性でもできるのだと大変勇気を与えていただきました。

男女共同参画の実現が求められている今日、県においても市町村における男女共同参画計画の策定率を50%を基本目標として取り組まれております。男女共同参画策定の計画に取り組まれている自治体は年々増加しつつありますが、2009年末時点での県内における各市町村の策定に対する取り組みの状況は、策定済みが半分以上の16市町、45.7%であり、8市町が策定予定で、2010年度中に実施されるのは鶴岡市のみとなっております。

先ごろ、新清・公明クラブでは福岡県八女市で施行されている男女共同参画まちづくりについて視察を行ってまいりました。それらを踏まえて、男女共同参画のまちづくり条例の制定について質問させていただきます。

男女共同参画社会とは男女が社会の対等な構成員として、みずからの意思により社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつともに責任を負う社会のことです。本市において本年度、寒河江市行政改革指針前期アクションプランが策定され、「市民が安心して豊かに暮らせる行財政基盤の確立」を目標にしております。

その中の一つである、「市民主体の元気な活力ある寒河江市の形成」として、市民参画の推進について女性委員比率の向上は30%の目標となっております。本市では平成21年度4月現在で委員会や審議会が41あります。委員数は全体では376名で、そのうち女性委員は59名で15.6%であります。

そこで、市長に伺います。女性委員の比率を30%と目標にされておりますが、どのような方法で実施されるのかお伺いいたします。国において、平成11年6月に男女共同参画社会基本法が制定され、2020年度まであらゆる分野で指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度を目標として取り組まれており、年内に第3次男女共同参画社会基本計画の策定を予定しております。

福岡県八女市では、国が制定した男女共同基本法に基づき、男女共同参画のまちづくり条例が平成16年4月1日から施行されました。市、市民及び事業者の協力による男女共同参画の推進を重要

な課題とし、だれもが生き生きと輝く男女共同参画のまちづくりの実現を目標にしております。特色としては、基本的施策に農業者への支援や自営業者への支援があり、市は必要な支援を行うよう努めていることでもあります。また、男女共同参画に関する人権侵害についての苦情や救出の申し出、相談に応じ、必要な措置を講ずるために男女共同参画支援員を設置しております。

条例は1．人権の尊重、2．慣行等にとられない活動の選択、3．政策方針の決定過程への参画、4．家庭生活と他の活動の両立、5．教育の場における男女共同参画の推進、6．国際社会との協調という六つの基本理念に基づき、1条から24条まで策定されております。この条例の制定、施行により、市民の意識改革がなされているように思います。

そこで、市長にお伺いいたします。本市において市民主体の元気な活力ある寒河江市の形成を目指すための、男女共同参画まちづくりの条例を制定することに対し、どのようにお考えになられるのか御所見をお伺いいたします。

通告番号7番、子育て支援についてお伺いいたします。

このたび、民主党が看板政策に掲げた子育て支援対策の一つである「子ども手当」が実施されることになり、今後の子育て支援に対する大きな期待がなされております。本県においても知事は、「子育てするなら山形県」を目標とし、県の新たな少子化対策として、「やまがた子育て応援プラン」が実施されました。昨年10月に発足した「やまがた子育て応援団」と称され、子育て支援の県民活動を広げようとする対策がなされております。

本市においても、市長就任以来、就学前の乳幼児医療の無料化や、妊娠健康診査に対する公費の助成を5回から14回に拡大し、安心して子供を産み、子育てしやすい環境づくりを目指しております。このたび、平成22年度から平成26年度までの子どもすこやかプラン後期計画が策定され、子育て支援がさらに充実されることを望むところであります。

そこで、千葉県市原市で実施されている子育て支援員制度について質問させていただきます。

市原市では、子育て支援の一環として乳児家庭訪問事業を実施しております。生後4カ月を経過したころから、子育て支援員が各家庭を訪問し、子育てに関する心配事などの相談相手となったり、必要に応じて市の関係部への取り次ぎを行ったりする行政サービスであります。家庭訪問の際に、子育て体験談をまとめた冊子、「子育ての知恵袋」も配布しております。子育て支援員は市長の委嘱を受けた制度でボランティアであります。また、「子育ての知恵袋」と称する子育てガイドブックは、市民から実際にあった子育て中の体験を募集し、数多くの事例を1冊の本にまとめたものであります。

少子高齢化、核家族化が進行し地域とのかかわりが希薄化しており、子供を産み育てることに對して不安や負担が増大している現状であります。この制度を実施することによって、安心して子供を産み育てられるものと思います。

市長に伺います。市原市で実施している子育て知恵袋の配布と子育て支援員制度について、いかがお考えになられるか御所見をお伺いいたします。

次に、市立病院への夜間小児救急の設置について質問させていただきます。

全国的にも医師不足により診療体制が縮小されてきており、特に小児科医が足りないために子育てに関して最も重要な子供の命を守るための診療が充実されていないのが現状であります。寒河江市立病院においては、平成7年度まで小児科が設置されておりましたが、その後廃止されておしま

す。

現在、山形市には平成21年9月から山形県小児救急電話相談窓口が設置されております。夜間救急病院は山形市立済生館や県立中央病院、山形市夜間診療所がありますが、本市のほとんどの子供たちは山形市の夜間救急を利用しておられるようであります。本市の子育て中の若者からの強い要望で、子育て支援の一環として市立病院への夜間小児救急の設置をぜひお願いしたいとのことです。

市長に伺います。子供の命を守るための市立病院への夜間小児救急の設置についてどのようにお考えになるか、御所見をお伺いいたします。

私の1問とさせていただきます。

高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 おはようございます。

ただいま辻議員の方からは、男女共同参画社会の実現と子育て支援について何点か御質問をいただきましたので、順次お答えをしたいというふうに思います。

まず、男女共同参画社会の実現に関してでありますけれども、御案内のとおり本市では昨年度に新たな行財政改革指針というものを策定して、平成24年までの前期アクションプランを定め、それに沿って取り組んでいっているところであります。その中で、市民参画の推進の方策として、政策や方針の決定過程における女性参画の拡大を図って女性の声をできるだけ施策、市政に反映させていくために、市の各種審議会等の委員については女性委員の積極的な起用に努めるということとして、その構成率について30%を目標として掲げたところでございます。

議員御指摘のように、現在本市の審議会等においては女性委員の割合は15.6%ということでありますので、アクションプランの期間中にそれを倍増していくという意味で30%の目標を設定したところであります。

この女性委員の割合、30%の目標どのように達成していくのかということではありますが、現在本市における審議会、委員会等についてその構成メンバーや改選時期等、整理、分析しているところであります。それぞれの審議会の性格、特徴に合わせた対応を個別にしていくことが必要かというふうに思っているところであります。具体的な方策といたしましては、審議会等などでは公共的な団体から委員を選出している場合が多いわけでありますので、そうした団体に女性団体を加えていくと、さらには各団体に対して女性委員と指定しての推薦を依頼すること。また、学識経験者として女性の方をお願いをするということ、さらには公募委員に女性の枠を設けることなどを検討しているところであります。既に、委員が選任されたばかりの審議会等もありますので、直ちにすべてについて実施していくということにはならないわけでありますけれども、要綱等の改正が必要な場合もございまして、委員の改選時期に合わせて適切に対応していく必要があると考えているところであります。

なお、このたび予定しております振興計画の見直しのための振興審議会では、委員定数20名のうち女性委員が7名ということで、比率にいたしますと35%に予定させていただいているところであります。

次に、男女共同参画のまちづくりの条例の制定についての御質問であります。御案内のとおり男女共同参画社会の実現に関しましては、平成11年に男女共同参画基本法が制定をされ、男女共同参画社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、国に対しては男女共同参画の基本計画の策定、そして県に対しては男女共同参画計画の策定というものを義務づけているわけであります。市町村に対しては男女共同参画計画の策定に努めるという努力目標、努力義務の規定が定められたところでございます。県におきましては平成12年度に計画を策定をし、平成17年度にその見直しを行っているわけであります。そうして、議員が御指摘のように、今年度まで県内における市町村の計画の策定率を50%とする目標を設定をして進めているところでありますけれども、現在16の市町において策定されているというふうになっているわけであります。

この男女共同参画社会の推進について、改めて考えてみますと、私は子供からお年寄りまで安心して、そして元気に暮らせるまちづくりを推進するという事を申しあげているわけですが、そのためには男女の性別にかかわらずお互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を実現していくことが基本である、一番大切なことだというふうに認識しているわけであります。そして、仕事、地域、家庭などさまざまな場面において男性と女性がともに納得して役割分担をしていくことが理想でありましょうし、その役割分担の度合いは企業や地域、家庭でおのずと異なってくるのではないかというふうに考えております。

男女共同参画社会の形成に最も必要なこと、よく言われることでありますけれども、長い年月により培われてきた慣習を転換していくための意識改革であります。八女市の条例の中でもそういうことをうたっているようですが、その実現には行政の果たす役割というものも大変大きなものがあると認識しているわけであります。意識改革には、当然のことながら男性も女性もその意識改革は必要であります。女性が仕事や地域において積極的に参画するためには、育児や家事などにおける男性の参画というものが必須であります。そのためには特に男性の意識改革というものが求められているというふうに認識しているところであります。

そのための取り組みとして、市におきましては市が主催する各種講座に男女共同参画に関する内容を取り入れておりますほか、家事への参画を促すために男性を対象とした料理教室などを開催してきたところであります。また、今年度の人事異動に際し、女性幹部の登用を拡大いたしましたし、また将来の女性幹部登用に意を用いた人事配置も行ったところであります。

御質問は男女共同参画のまちづくり条例の制定についてということですが、本市においてはまだ男女共同参画計画というものをまだ策定していない状況でありますので、条例を制定する前の段階として、計画の策定が当面の課題であるというふうにとらえているところであります。

計画を策定しさまざまな施策を行っている八女市を初め、他の市の追跡調査結果など拝見いたしますと、具体性があり共感を呼んで参画しやすい計画内容にしていくことが大切であるというふうに思っているところであります。男女共同参画計画の策定については、女性の方からも当然積極的に策定に参画をしていただきながら、女性の意見を大幅に生かして計画を策定していくべきものであるというふうに考えておりますし、また計画を絵にかいたもちにしないためにも、まずその理解を深めるために講習会を積極的に開催するなど意識の浸透と機運の醸成を図り、その上で計画の策定につなげていきたいというふうに考えておりますし、ひいては条例の制定へと進んでいければというふうに認識しているところであります。

次に、子育て支援について御質問をいただきましたので、お答えを申しあげたいというふうに思います。

ことしの3月に策定いたしました次世代育成支援行動計画、子どもすこやかプランの後期計画の中では子供をはぐくむ環境づくりの重要性を掲げまして、母子保健の充実や子育て機能の強化などを中心的な施策として取り組むこととしているわけであります。主な事業としては、母子保健事業や子育てに関する情報提供・相談機能の充実を挙げておるわけですが、具体的な取り組みとしては母子健康手帳交付のときに安心して出産や子育てができるよう、妊娠・出産・子育てに關して必要な資料等を配付をしてきめ細かく説明をしております。また、出産後には生後二、三カ月の乳児全員を対象に保健師による家庭訪問を実施をして母親の健康、乳児の発育発達等に対する訪問

指導を実施しているところであります。また、3カ月、9カ月、1歳6カ月、3歳児の乳幼児健診時におきましては、保健師が子供の成長に合わせた必要な情報を提供し、育児を行う上でのアドバイスを行っております。そのほか、子育てについては悩まれる方も大変多いわけでありますので、保健師による定期相談を初め家庭相談員や保育士による相談事業を実施をして、言葉のおくれや子供の養育に関する事など各種相談に適切に対応しているところであります。さらに、今年度は特に育児不安が強い親御さんに対して新たに臨床心理士による発達相談や育児相談を行うこととして、充実を図っているところであります。

御質問の市原市の「子育ての知恵袋」でございますけれども、地域社会全体で子育て家庭を応援していこうという趣旨で、市民の方々から実際にあった子育て中の体験を募集し多くの事例をまとめたものと伺っております。また、地域の子育て家庭を訪問する子育て支援員制度につきましては、多くの市民がボランティアで参画をし市民みんなで子育てを応援しようという取り組みであります。

御案内のとおり、市原市は東京都心から近く千葉県を代表する工業都市であります。人口約28万人の都市であります。市原市に比べ本市は三世帯同居率も高く、育児・生活全般において地域の結びつきもありまして協力関係が保たれているものと思っておりますけれども、以前よりは近隣、地域との関係も希薄になっているのも事実でありますし、今後その傾向はさらに強くなっていくものと思っております。市原市の取り組みについては多くの市民が協力し、子育てを応援していこうという理念、大変すばらしいものがあります。今後、寒河江市においてもさらなる子育て支援を推進していく上で大いに参考にさせていただきたいというふうに思っておりますし、市としても子供たちの健やかな成長を願い、多くの市民の協力をいただきながら一層の子育て環境の充実・強化に努めていく必要があると改めて認識したところであります。

次に、夜間におきます小児救急の医療の設置についてお答えを申しあげたいというふうに思います。

急病やけがなどの際にいつでも安心して受診できる救急医療体制の構築は、極めて重要な課題であります。小児救急におきましても、子供さんが急病の場合にはすぐに診察してもらえる医療体制を願う親御さんは、大変多いのではないかとこのように思っております。

寒河江市におきます小児医療の実態は、平日・日中の外来診療につきましては市内に小児科を開業している先生方がおられるわけでありまして、夜間・休日の救急診療や入院が必要な場合などは、かかりつけの先生に診てもらえる場合は別として山形市内の病院などを利用しているケースが多いというふうに伺っております。これは県立河北病院が平成21年4月から小児科医師が1人体制となりまして、休日・夜間の救急診療ができなくなったということも影響があるものというふうに思っております。

辻議員からは、市立病院に夜間の小児救急を設置してはどうかという御質問でありますけれども、先ほど来辻議員からも御指摘ありましたけれども、市立病院では昭和51年から平成7年まで山大的方から小児科医師の派遣をお願いし、週2回あるいは3回の診察を行ってきたわけでありまして、山大的からの派遣医師が中止となって小児科を廃止した経過があるわけでありまして。

市立病院として小児科を常設し、救急医療も含めた専門的な小児医療を実施していくことが大変望ましいものだと認識しているところでありますけれども、このためには複数の常勤医師の継続的な確保というものが何より不可欠であります。全国的にも小児科の医師不足が深刻化している現状

では、これは極めて難しいものがあるというふうに思っているところであります。夜間の小児救急医療を市立病院で行うということについても、当然のことながら小児科の医師の確保というものが必要であります。

また、御質問の中で平成21年9月から山形県で行っている小児救急電話相談事業のことについて触れられておりますが、これは子供さんの発熱や下痢などの急病の際に、専門的な知識・経験を有する看護師が電話相談、夜の7時から10時までに毎日応じているわけであります。家庭での対処方法や医療機関への受診などについてアドバイスを行っていただいているわけですが、この電話相談によって医療機関にかからないで家庭で対処できるケースも多いというふうに聞いております。これまでも市報でお知らせいたしたところでありますけれども、引き続き周知を図っていく必要があるというふうに認識しているところであります。

いずれにいたしましても、市内には休日及び夜間の小児救急を行う医療機関がないという現状であります。これは寒河江市のみならず西村山地域における大きな課題であるというふうに認識しております。小児科医師が不足している現状の中で大変難しい課題ではあります。今後、医師会さらには近隣の自治体、関係機関などと十分協議を進めながら、その対策を鋭意検討していかねばならない課題であるというふうに認識しているところであります。

以上であります。

高橋勝文議長 辻議員。

辻 登代子議員 1問に対する御答弁ありがとうございました。

これから、女性委員比率30%目標達成に向けて女性の枠を拡大していただき、より多くの女性委員参加を望むところでございます。

そして、男女共同参画まちづくりの制定について、これからもいろいろな施策を講じていただきまして、より多くの女性の委員参加を望むところなのですが、各自治体においても女性管理職登用への積極的な動きが見られております。本市においても、本年度より子育て推進課長に就任されました柴崎課長に就任のお喜びを申し上げます。とともに、これまで培われた経験を十分に発揮されまして、子育て支援に対する充実を図っていただきますようよろしくお願いいたします。

昭和22年度から昭和24年度までの生まれた人を団塊の世代と申しますが、2007年度の定年退職者数は全国の日本人の12%を占めると言われております。その、女性は半分であります。定年後は再就職する人や趣味を楽しむ人、孫を育てる人、ボランティア活動をして地域に貢献する人、人生それぞれであります。中には根強く残る習慣や意識のため、一歩前進することができない方もいると思っております。ただいま、市長が申されましたように、男性におきましても意識改革が必要であると思っております。少子高齢化の進行に伴いましてこれからの社会情勢の変化に対応するためにも、男女共同参画社会を目指す取り組みをよろしくお願いいたします。行政の役割を十分果たしていただきたいと思っております。

次に、子育て支援についてであります。その子育て支援の一つとして子育ての知恵袋の配布、その本についてでありますけれども、いろんな、市の方では子育てするための施策といたしましては多方面におかれまして実行されていると思っております。

市原市の子育てのガイドブックにつきましては、第1章乳幼児期の子育て編、そして第2章学齢期小学校の子育て編、第3章学齢期中学生・高校生の子育て編、第4章子供の病気健康編と第1章から第4章までとなっており、一例として申し上げます。このようなガイドブックからでございますが、第1章は乳幼児期の子育て編、子供の栄養に関する事の中のミルクに関する事、「1断乳、問題点はなかなか母乳をやめられなかった、解決方法としておっぱいからしを塗ってやめました」とあります。子育てしている中の悩みの一つでありますけれども、市原市で実施されている子育て知恵袋の本があったならば子育てもしやすいのではないかと思います。子育てに悩むお母さんの参考書にもなると思います。この本市で配布されている本の中に子育て知恵袋を加えていただければと思っておりますので、今後とも御検討よろしくお願いいたします。

それから、子育て支援員制度についてであります。本市の平成22年度寒河江市子育て情報によりますと、妊婦から出産後までのさまざまな保健事業、子育て支援が実施されております。保健師さんは母子家庭等については現在7名で、先ほど市長が申されました赤ちゃんへの全戸訪問、3カ月、9カ月、1歳半、3歳児までの健診とその結果に対する相談など、子供に対するいろいろな多方面において仕事をなされております。保健師さんとの仕事は別としても、子育て支援員制度の導入により、子育てする方と地域とのかかわりが多く持たれるのではないかと思います。地域に見守られて子育てしているという安心感が持たれ、今話題とされている育児放棄や虐待防止にもつながるものと思っております。この点につきましても、今後充実していただきますようよろしくお願いいたします。

いしたいと思っております。

そして、市立病院への夜間小児救急の設置についてであります。現在子育てに頑張っておられる方の一例を申し上げます。深夜に子供が40度近くの熱を出したので河北病院に行ったのですが、専門医師不在のために座薬だけをもらい山形市済生館に行き、新型インフルエンザ流行のために2時間ほど待つて診療を受けて帰ったとのことであります。子供がぐあいの悪くなるのは深夜か特に土、日曜日が多いと言っておられました。平日は本市の開業医の診療を受けておられるそうです。

子供のいる家庭においてはこのようなことが常に起きているわけでありまして、本市におきましても医師の確保が困難であることは十分にわかっておりますけれども、子供を持つ親からの強い要望であることを十分に受けとめていただきまして、早期実現に向けての取り組みをお願いしたいと思っております。

今後とも、男女共同参画社会の実現を目指していただき、子育て支援の充実を図っていただきますようお願いいたします。私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

川越孝男議員の質問

高橋勝文議長 通告番号8番から10番までについて、16番川越孝男議員。

〔16番 川越孝男議員 登壇〕

川越孝男議員 佐藤市長が就任して2年目に入り半年を迎えます。そこで、佐藤市長の「みんなの力で寒河江の未来を創ろう」というスローガンの具現化に向けた基本的な政策と当面する課題について、市長並びに教育委員長と監査委員に通告に従い順次質問いたしますので、率直な見解をお聞かせいただきたいと思います。

通告番号8、政治姿勢について、諮問機関のあり方についてお伺いいたします。

市長は、施政方針の中で、市民と行政の信頼関係の向上のためには行政が所有する情報を積極的に提供し、より風通しのいい市政をしていく必要があります。施策の形成過程についても積極的に公開し、市政の透明性を確保することとし、その手始めとして新年度予算策定に際し市ホームページに担当課からの予算要求状況を掲載したところであります。さらに、寒河江市行財政改革指針の策定に際しまして、積極的に委員の公募を行うとともに多様な手段を活用して市民の声を聴取し開かれた行政を目指して取り組むことが述べられており、私も同感であります。

しかし、諮問機関についてはその運用いかんによっては功罪があることも明らかであります。佐藤市長になって委員の公募制や兼任の解消、女性委員の数の拡大、ワークショップの活用、パブリックコメント制の導入など改善策がとられていることは評価をするものであります。さらに、充実したものとするために伺ってまいります。

一つは、委員の選任のあり方であります。現在、市民の中から選任されておりますが、以前のように市民に限らず複数の大学教授が選任されていたこともあります。したがって、大学教授や弁護士などの専門の方を選任すべきと思います。

二つには、市民アンケートやパブリックコメントの導入、そして原案作成段階からの委員会による審議など、市民の声を反映した民主的な審議をするためには3カ月や半年では無理があります。ゆとりを持った審議期間を確保する必要があると思います。これが担保されなければ形式的なものにならざるを得ないと思います。

三つには、こういった民主的な手続を実行するためには事務局体制の強化が必須の条件になると思いますが、市長の御所見をお伺いいたします。

私はことし1月に議会運営委員会で、岐阜県多治見市の市政基本条例の制定に際して市民や議会のかかわりを調査すべく視察をしてみました。多治見市の市政基本条例は平成17年9月議会に提案され、2回の継続審査を経て平成18年3月議会で審議未了廃案となり、平成18年9月議会に再提案され全員一致で可決制定されたものであります。多治見市における市民のかかわりは、平成15年10月市政研究会としてメンバーを固定しない自主的な団体が市内に100団体つくられ、それぞれが月2回のペースで34回開催されたそうであります。そこで出された意見を、市が12の小学区で年2回開催するパブリックコメントの場である地区懇談会での集約を積み上げを図る中で、平成18年9月議会での再提案は全員一致で可決成立となったそうであります。

このことから多くのことを学ぶことができます。議会の対応としては論点、争点を明らかにする中で全員の合意まで至らなかったことから多数で決めずに審議未了廃案にしたこと。その後も全議員による調査活動を継続したことであります。当局の対応としては、議案を強引に通すのではなく、

議会の審議を尊重したこと。加えて再提案に向けての市民の意見を反映する手立てと時間をとったことでもあります。市民の対応としては、メンバーを固定しないだけでも自由に参加できる自発的な研究会を立ち上げたこと、そういった研究会をリードする活動家が育っていることでもあります。

そこで伺いますが、こういった手法について市長の感想をお伺いしたいと思います。通告では仮称・まちづくり委員会としていますが、多治見市の市政研究会のような市民の自主的な運動と組織活動を育てることによって、より多くの市民の声を市政に反映できると思いますが、こういった取り組みについて市長の感想も含め考えを伺いたいと思います。

次に、通告番号9、教育行政について伺います。

中学校給食について現在進められているプロポーザル方式の課題について伺います。

5月21日議会に対し、中学校給食の進捗状況が説明されました。それによると平成23年4月から実施する民設民営によるセンター方式の委託業者の選定は、プロポーザル方式により寒河江市中学校給食業務委託事業者選定審査会が選定することが明らかにされました。既に、手続が開始され説明会には4社が出席されたが、応募の意思表示されたのは1業者のみでその事業者を応募資格決定したことが報告されました。事業者名を求めたが明らかにされませんでした。

プロポーザル方式とは複数の事業者からの提案を受け、その中から最も適正な提案、適正な見積もりを出した者と契約する方式であります。ところが、1社のみではプロポーザル方式本来の成果が発揮されないと思います。1月の議会への説明では3社が可能としながらも、事業社名は示されませんでした。このとき既に、センター化に対応できる事業者は一つだけだったのではないかと考えられます。さらに、3月議会での債務負担行為として平成23年度から平成32年度分の中学校給食調理業務として9億6,000万円が既に決定されています。

市民の中には「出来レース」ではとの懸念の声があります。「市教育委員会は、確実に参加できるのは1社しかつかめていないのに、形式的にプロポーザル方式や公募したのではないか」との疑念が持たれているのであります。そうでないのなら、なぜ業者名を市議会の1月の全員協議会や5月21日の定例懇談会でも公表できなかったのか理解できなくなります。5月8日に開催されたJASAさがえ西村山第16回通常総代会資料には、アグリランド、フードセンターの実施計画には既に載っているのであります。

プロポーザル方式による契約は随意契約であります。寒河江市契約に関する規則第29条では、随意契約は2者以上の見積書を徴取するものと定められています。

そこで、市民の疑念を払拭し公正・公平な事業を進めるために、今後どのように対応するのか教育委員長に伺います。さらに、職場の声として出されているアレルギーなどの個別調理への対応や、各学校への配膳員の配置及び臨時日課にも対応した給食の配送の実現と、債務負担限度額9億6,000万円の内容について教育委員長にお伺いいたします。

次に、の小学校給食調理業務委託にかかわる問題点について伺います。

ことしから私の地元の高松小学校でも柴橋小学校、西根小学校に続いて調理業務が民間委託されました。それぞれの学校の調理師の方々が、学校行事への参加も含め一生懸命働いておられることに感謝しています。

入学式での教職員紹介で、調理師の2名が市外の方であったことから疑問に思い調べてみますと、寒河江市の職員の場合は住所要件がありますが、契約書には従事者の住所要件が入っていないことから、6社で入札が実施され予定価格の69%で落札したことなどがわかりました。

そこで、小学校給食調理業務の民間委託が始まった昭和61年度以降現在までの委託業者や委託金

額、調理師の数や入札の状況などを調査したところ、現在の柴橋、西根、高松の調理師8名中、市内の方は2名であることがわかりました。また、入札の落札価格は3校の最近のもので見ますと、柴橋小学校の平成20年2月4日の入札は、796万円の予定額に対し81.4%の648万2,000円で、大新東ヒューマンサービス株式会社が落札。西根小学校の平成19年1月31日の入札は、808万円の予定額に対し81.12%の655万5,000円、同じく大新東ヒューマンサービス株式会社が落札。高松小学校は平成22年2月12日の入札は、609万円の予定額に対し69%の414万円で一富士フードサービスが落札、それぞれ契約がなされています。

柴橋小学校の場合、平成19年度までは3年に1回入札し、その翌年度と翌々年度は落札業者と随意契約をしています。これは当時のやり方としては可としますが、契約金額が異常であります。入札時は低くして落札し次の2年間で元を取り、その次の入札時には再び安くし落札するパターンが繰り返されているのであります。

千円以下切り捨てた数字で具体的に指摘したいと思います。入札の平成5年度が721万円、平成6年度は随意契約で937万円、平成7年度は随意契約で875万円、平成8年度は入札で712万円、平成9年度は随意契約で992万円、平成10年度も随意契約で1,029万円、平成11年度は入札で729万円、平成12年度と13年度は随意契約で912万円と996万円、平成14年度は入札で936万円、平成15年度と16年度は随意契約で969万円と976万円、平成17年度は入札で935万円、平成18年度と19年度は随意契約で969万円と845万円となっています。さらに、随意契約時の見積もり徴取も契約相手1社きり徴していないことも明らかになりました。これらの状況から見て、官製談合の疑いがあるのではないかと指摘を受けたのであります。委託料の主なものは人件費であることは明らかであります。

そこで3点について教育委員長にお伺いいたします。

一つは、高松小学校の場合、委託料が予定価格609万円の69%の414万円で落札され今後5年間続くわけではありますが、安ければいいというものではないと思いますが、教育委員長の見解をお伺いいたします。

二つには、調理師に支給されている賃金は幾らか伺いたいと思います。短時間雇用職員の時間賃金は870円となっています。市の調理師の賃金は、日々雇用職員の場合日額賃金が6,500円、短時間雇用のパートの職員の場合は時間賃金870円となっています。これを下回るような調理師の有無と、下回った場合改善策を検討すべきと思いますが、契約の問題もありさまざま難しいことであろうと思いますけれども、あわせて見解をお聞かせをいただきたいと思います。

三つには、現行の業務委託の状態は職安法第44条及び同法施行規則第4条に抵触していないのかという意見が寄せられました。したがって、この点についても教育委員会としての見解をお聞かせをいただきたいと思います。

次に、前述しました柴橋小学校の入札と随意契約のあり方、実態先ほど申しあげました。そして随意契約でありながら契約相手1社のみで見積もりの徴取をしているという、この関係であります。このことが問題ないのかどうなのか監査委員にお伺いいたします。

平成18年度及び19年度の随意契約については、契約相手からの見積もりきり徴していないことを確認をしています。平成16年度以前の任意契約については教育委員会に資料がないということで確かめることができませんでした。しかし、監査委員からの指摘や指導がなされていたならば、平成18年度及び19年度においても正規の2社以上の見積もりが徴されていたものと思われる。

また、平成18年度の予定価格981万8,000円が、児童数が同じなのに平成19年度には849万9,000円に、なぜ130万円も減ったのか疑問であります。身内に甘いと言われない厳正な監査委員の見解を

お伺いしたいと思います。

次に、通告番号10、職員定数について伺います。

市議会に提案される議案の正誤表による訂正が毎回のようになっています。また、当初予算で決定された事業が執行されず翌年度に繰越明許なる事態も起きています。これらの原因が明らかにされていませんが、要員不足に起因しているのではないかと心配でなりません。昔と違って時短が進行し、時間外労働の抑制が求められている現在、要員の充足状況を検証する必要があると思います。

行財政改革のもと、毎年度定数削減を進める一方で日々雇用の方が78名、パートの方が85名、合わせて163名の臨時職員をふやして市政の運営がされているわけであります。民間委託や指定管理者制度を除いた臨時職員であります。職員定数適正化計画で毎年削減を続けることの是非についても、ここで検証する必要があると思います。

そこで3点について伺います。

一つは、行政本来の業務は言うまでもなく完遂されて当然であるが、どうなっているのかその実態を検証すべきと思いますが、この現状、どうなっているか、また問題があれば改善策についてどのようにお考えになっているのかお聞かせをいただきたいと思います。

二つには、本議会初日に住宅建築推進事業費の追加補正が決定になりました。こういった部署やさまざまな計画の見直しや策定などを担当されている部署などでは、事務量は想定をはるかに超えているところもあると思われます。業務量などを見定め、適正な職員配置となるよう点検見直しをすべきと思いますが、このことについても市長の見解を伺いたいと思います。

三つには、臨時、パート賃金の引き上げをすべきと思います。

本市の場合、日々雇用の基本日額が6,500円であります。パートの時給基本が870円であります。これでは、調理師の賃金でも述べましたが、年収200万円以下の労働者の増加が今社会問題になっています。寒河江市自体が官製のワーキングプアをつくり出していることになりはしないでしょうか。これでは結婚し、子供を産み育てることは到底無理であります。子育て推進課をつくってきめ細かな施策の展開も必要であります。最も基本となる働く人々の市民の賃金を、行政が引き下げる役割を果たしては、本末転倒と言わざるを得ません。他市の動向にとらわれずその是正に取り組むべきと思いますが、もちろん一気に是正することは不可能だと思いますが、その是正策も含め市長の見解をお伺いして第1問といたします。

高橋勝文議長 この際、暫時休憩といたします。

再開は午前10時55分といたします。

休 憩 午前10時45分

再 開 午前10時55分

高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 私の方からは政治姿勢、それから職員定数の問題について何点か川越議員から御質問いただきましたので、続けて答弁をさせていただきたいというふうに思います。

御案内のとおり、市の審議会等につきましてはそれぞれの目的により委員の構成内容は異なるものがあるわけでありまして、委員の選任につきましても、必ずしも市民であることを条件にするものでももちろんないわけでありまして、そうは申しましても、現実には市内の各団体からの委員を選任させていただく場合が多いわけでありまして、委員の大方は市内在住者というふうになっているのも現実であります。これは本市の状況等を十分に把握している方、さらにはそれぞれの団体の立場を代表して発言していただける方に対して委員をお願いして、市民の意見の総体としてまとめていただくことを求めてきた結果であるというふうに認識しております。

一方、社会情勢の急激な変化や多様なニーズに対応していくには、専門的な視点や外部からの客観的な見方も必要になってきているわけでありまして、ちなみに、今般第5次の振興計画の中間年の見直しに際しまして、振興審議会の委員には学識経験者として市外の大学の先生に委嘱をお願いする予定もしているわけでありまして、いずれにいたしましても、審議会等における委員の選定につきましては、より中身の濃い充実した審議となるよう審議会の目的や内容に応じて適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

次に、ゆとりある審議期間をとということで御質問いただきましたけれども、審議会によっては早急に対応することが求められ短期間での審議をお願いしなければならない場合もあるわけでありまして、十分に審議をしていただけるように必要な期間を設けることがやはり基本であるというふうに認識しているところであります。そのため、審議会を開催する際には準備を早目にしておくこと、さらにはできるだけそういった審議期間を多目にゆとりを持ってとっておくことなどを努めたいというふうに考えているところでありますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

次に、事務局体制についての御質問でありますけれども、一般的に施策を実行していく上ではあらかじめその目的や実施の方針、実施内容等を検討し決定していくこと、当然行わなければならないというふうに思っておりますので、基本的には審議会等の事務局の業務についても通常業務の一環であるというふうに認識しております。しかしながら、定例的でない大規模な計画や新規の計画に関する審議会等の事務局の業務については、通常業務の一環では対応が難しい場合もありますので、そうしたケースにおいては事務局担当者の業務を所属課内で調整していくことや専任スタッフを配置するなど、適宜対応していきたいというふうに考えているところであります。

次に、まちづくり委員会についての御質問がありました。多治見市の例を引かれての御質問でありますけれども、議員がおっしゃる仮称・まちづくり委員会、市政研究会というものについてはさまざまな市民の方が自由に参加をして意見を述べ合う市民組織ではないのかなというイメージを持ったところであります。私は市民主体のまちづくりをより一層進めたいというふうなことを、いつも申しあげているわけでありまして、昨年度市内全域において地域座談会を開催させていただき、よいきっかけづくりになったのではないかとというふうに思っておりますし、また職員の地域担当制を導入をして幸生・田代地区においては地域づくり計画を策定させていただいて、今年度から地域が主体となって具体的な地域づくり事業に取り組んでいただいているところであります。今般の第5次の振興計画の見直しに当たりましても、各地域ごとに地域ワークショップを行うことな

どを計画しております。市民が地域づくりのためにみずから考え、発言する場を数多く設けてさまざまな市民の声をまちづくりに生かす取り組みを行っていきたいと考えているところであります。

こうした取り組みが契機となり、議員おっしゃるまちづくり委員会のような活発な活動ができる市民組織が育っていくことになれば、目指すところの市民主体のまちづくりに大きな力になるものと期待しているところであります。

次に、職員定数の問題について何点か御質問をいただきましたので、お答えを申しあげたいというふうに思います。

最初に、市の事業の執行管理についてでございますが、各種事業の執行に当たっては業務が一部担当者のみに偏ることのないよう常に管理職の立場にある者が調整をして、係内さらには課内等の打ち合わせ等によって事業の進捗状況を確認をして、計画的な進行管理に努めていかなければなりません。また、公共事業などについては財政当局が窓口になって、事業執行計画及び事業執行状況等に関する調査、また四半期別発注計画の調査を実施し、執行管理を行っているところであります。御指摘の点については十分我々としても検証を行い、今後こういったことが起こらないような体制を整える必要があるというふうに思っております。

そのためには管理職が中心になって定期的に執行管理を行っていきたいというふうに考えておりますし、今年度からは各課に総括担当課長補佐を配置しております。課長を補佐して事業の執行管理と他課との調整を行えるよう研修会なども行いながら、全庁的な取り組みとして適正かつスムーズな事業の実施及びその管理に努めていきたいというふうに考えているところであります。

次に、職員の適正配置につきましては年度当初に当たって、より実行性のある施策展開に合わせた課や室等の組織の再編を実施をして、人員についてはその事業量等に応じた配置に努めたところであります。今後につきましても、寒河江市行財政改革指針の定員適正化計画を踏まえ職員の適正な配置を行っていくことになるわけではありますが、御案内のとおり国政の大きな転換期でもあります。地方に対する施策展開の動向というものを見きわめながら、柔軟な対応をしていく必要があるというふうにも考えているところであります。

また、適正配置に関して職員が病気休暇する場合、あるいは産前産後、そして育児休暇などの長期休暇が出た場合にも、これまでも臨時職員で対応することにしてはいるわけではありますが、今後とも事務に支障がないように対応していきたいというふうに考えているところであります。

次に、臨時職員の賃金についての御質問でありましたが、先ほど川越議員御指摘のとおり、平成22年5月末の日々雇用職員は78名というものであります。この臨時職員の賃金単価については、寒河江市の場合職種ごとに単価を設定しておりますけれども、先ほど御指摘ありましたとおり日々雇用職員で一般事務の場合日額6,500円、パートの場合時給870円となっているわけであります。今日の経済情勢、景気、雇用の状況からしてなかなかその引き上げについては難しいものがあるというふうには認識しているところであります。

先ほど来、御指摘ありましたけれども、寒河江市の賃金単価については県内の市においては上位の方にもあります。また、昨年は人事院勧告の中で一般職員の給与が減額改定になったわけではありますが、臨時職員の賃金は据え置いたところであります。一つの大きな課題であるというふうに認識させていただきたいというふうに思っているところであります。

以上であります。

高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

〔渡邊満夫教育委員長 登壇〕

渡邊満夫教育委員長 最初に中学校給食に関する御質問にお答えを申し上げます。

これまでの進め方でしたけれども、御案内のとおり審議会等の御意見あるいは検討委員会等の識者あるいは専門家の意見というものを十分いただきながら手続を踏んで、節目節目には議会の皆様方あるいは市報等によります市民の方々にお知らせし、理解を求めてまいったところであります。また、プロポーザル方式も公募によるということで、これもできるだけ公正・公平に進めてまいりたいということからであります。

お尋ねの1社のみ参加の件に関してでございますけれども、これにつきましては去る3日の佐藤議員の質問に対してもお答え申し上げましたところですが、委託業者の選定を公平・公正に行うため選定審査会におきましてこれからも安全衛生と給食業務に関します重要な事項について企画提案書の内容を十分に審査をいただいた上で、委託事業者として選定するかどうか最終的に決定する運びであります。このようなことから、委託事業者の選定に当たっての公平性・公正性は確保されるものというふうに考えております。

次に、アレルギー等個別的な事情について対応をどのようにしていくのかという御質問がありました。

このことにつきましては、中学校給食業務委託仕様書の業務内容の中で、アレルギーへの対応としまして除去食の提供を明記することといたしております。食物アレルギーを有する生徒につきましては、現に小学校においても対応しているところでありますけれども、これと同様、学校、受託者とも十分に打ち合わせしながらアレルギーの原因食物を除去した給食を提供できるように努めてまいります。

また、特別な事情を有し個別的な対応が必要な生徒さんにつきましても、保護者、学校とも相談しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

次に、債務負担行為の限度額9億6,000万円の内容についてでございますけれども、この内訳といたしましては調理業務、配送業務に要する経費として2億9,500万円、燃料光熱水費として1億500万円、建物維持費、残滓処理等の経費として5,000万円、建物整備、調理に必要な器具等に要する経費として5億1,000万円を見込んだところであります。それらを合計して9億6,000万円の上限額といたしますか、限度額を設定させていただいたところであります。

次に、小学校の給食調理業務委託契約にかかわります件についてお答えを申し上げます。

最初に、高松小学校の委託料の件についてお答えしたいと思います。高松小学校の給食調理業務につきましては、法令に定める契約のルールといたしますか、自治法上のルールによりまして指名競争入札を行い、予定価格の範囲内で最も低い価格を提示した者を落札者に決定し契約を締結したものであります。議員から御指摘ありましたけれども、単に安ければよいというような考えのもとではありません。契約後は、仕様書に基づいた適正な業務が遂行されるよう業務遂行の状況を、常に把握してまいりたいと思っております。

次に、調理師に支給される賃金の件についてお答えをいたします。調理師の賃金支給額につきましては現在のところ把握いたしておりません。賃金の支給額につきましては、あくまでも受託者の

被雇用者たる調理師と雇用者たる受託者との間の問題であるというふうに理解をいたしております。委託者としてこれらの調理師の賃金に関する調べと申しますか、把握を行うにはその根拠を見出すことはなかなか困難ではないかというふうに認識をいたしておるところであります。

次に、現在の契約が職業安定法44条及び同法施行規則第4条に抵触してはいないのかというお尋ねにお答えいたします。

御案内のとおり、現在柴橋、西根、高松の3小学校において学校給食の調理業務を委託しております。いずれも、業務委託契約書、仕様書及び業務処理要領によりまして委託業務の内容を明確にし、これに従い適切に業務を行いもって児童に安全・安心な学校給食が提供されているというふうに思っております。調理業務につきましては、受託者が選任した現場の責任者の指揮監督のもと、その指示に基づいて行われておるところであります。この請負の基準と、あるいは定義につきましては、より厳しくなっているということは理解しているつもりでありますけれども、今申しあげましたようなことから、法に抵触するようなことはないのではないかというふうに考えております。

以上であります。

高橋勝文議長 片桐監査委員。

〔片桐久志監査委員 登壇〕

片桐久志監査委員 私より、過去の柴橋小学校給食調理業務委託における随意契約の際の見積書の徴取方法についての御質問がありましたので、お答えを申し上げます。

御案内のように、現在市内の小学校において給食調理業務を民間委託しているのは3校であります。柴橋小学校で昭和61年度から、西根小学校で平成19年度から、高松小学校で本年度からの実施となっております。現在実施されている委託契約方法であります。予算で5年間の債務負担行為議決を得まして、指名競争入札により業者並びに委託契約金額が決定されております。

最も早く給食調理業務が民間委託実施された柴橋小学校におきましては、平成20年度からは債務負担行為の議決を得まして5年間の複数年度契約となっております。が、それ以前は給食は教育の一環であり、特に小学校においては児童と調理師が顔の見える環境であることが望ましいこと、調理師が安心して業務に専念でき、モラルを高め、業務の改善研究意欲を喚起させることなど、特別な職場環境を考慮して3年間同一業者に業務委託する方針としておりまして、初年度は指名競争入札により業者と業務委託金額を決定し、2年目、3年目は随意契約により契約相手方1社から見積書を徴取し、業務委託設計書に基づいて設定されました予定価格内の金額で業務委託契約を締結されてきたようであります。

議員御指摘のように、寒河江市契約に関する規則第29条では随意契約によろうとするときには、2者以上の見積書を徴するものとするがありますが、ただし書きではこれによりがたいときはこの限りでないと、このようになっております。柴橋小学校におきましては前に述べましたように、契約内容の特殊性により3年間同一業者に業務委託する方針が進められており、契約相手方が1社に特定されることから、ただし書きの2者以上の見積書徴取によりがたい場合の事由として解釈できるものと思っております。随意契約といえども、公正確保や競争原理と経済性を発揮させることは必要なことであります。この種の契約形態といたしましては、段階的に改善されてきた現在の業務委託契約のような手法が望ましいと思っております。

以上でございます。

高橋勝文議長 川越議員。

川越孝男議員 私の1問目の質問で、通告番号10番のところ11番というふうに申しあげましたので、ここ間違いでしたので、おわびして訂正をお願いをしたいと思います。

1問目の御答弁をいただきましたので、さらに理解を深めたい部分もあります。しかし、6分半きりありませんので、絞ってお尋ねをしたいと思います。

まず一つは、小学校の調理業務の賃金の関係です。賃金の関係。委託契約をしてからその受託者に雇われている人の賃金は見るすべがない、調べるすべがないという、端的に言うとそういう答弁でありました。しかし、1問目でも申しあげましたように、予定価格があります。その中で従事者の賃金も算定されています。それが69%で落札されたというふうな場合には、ほとんど人件費が主です。実際問題、予定価格も皆見させていただいてはいますが、そうすると非常に下がって、そして学校の、市の学校現場でまさにワーキングプアの状態が発生している。これを私は看過できない。そのために、今回の一般質問の際のさまざま事務方との話し合いをしている中で、公契約条例、公共事業の委託契約やなんかする際の労働者の賃金分、契約がしたがって、先ほども出ていたようですけれども、安かろう悪かろうではだめだというふうな、したがって寒河江市の入札の制度の中でも低価格章のものがあるわけでありまして、同じようにかかわる労働者の賃金部分は幾ら幾らでないという区分を盛り込む条例、これが全国的にどんどん出ています。山形県でも公契約条例は建設関係の請負の契約の中にありますけれども、もうできています。

したがって、こういうものをつくらないという、もう「民間委託をして何ぼけてっかわかんね」って、市でタッチできない、チェックもできないなんてとなったら、まさしく大変な状態だというふうに思いますので、ぜひこの点については市当局も教育委員会も考えていただきたい、研究していただきたいということを申しあげてこの点についての見解をお聞かせをいただきたい。今の段階では法的に調査する、なかなか難しいというのわかります。したがって、そういうものを研究していかないという、どんどん競争で安くさえするといいいというふうなことになっていくとだめなので、この点についての見解をお聞かせいただきたいと思います。

それから……。

高橋勝文議長 残り時間わずかです。

川越孝男議員 そうですね。あとは別の機会でも、この議場でだけでなく、いろいろな機会にやはり議会と執行部というふうな形の中で意見の交換をしながらよりよい市政運営ができるように、私も議員として頑張っていきたいというふうに思いますので、2問はこの辺にして、お二方から今の点についての考え方をお聞かせをいただきたいと思います。

高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

渡邊満夫教育委員長 現行制度上、ルール、川越議員から御指摘あったような点は、法令上の問題やむを得ないというようなことかと思えますけれども、ただいまの公契約条例に関しましては実のところ教育委員長たる私の答弁の範囲を超すものではないかと思えますけれども、なおこの件に関しての知識が不足していますので勉強させていただきたいというふうに思います。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 公契約条例については、今後市当局としても全体的な事業の適正な執行管理という面で、いろいろ勉強しながら研究をしていく必要があるというふうに思っているところであります。

石山 忠議員の質問

高橋勝文議長 通告番号11番について、3番石山 忠議員。

〔3番 石山 忠議員 登壇〕

石山 忠議員 6月定例会の最後となりましたけれども、よろしくお付き合いのほどお願いいたします。

世界的な金融危機による景気の低迷は、国における経済政策により国内景気に明るさが戻りつつあるとの報告もありますが、地域経済まで波及するには時間がかかり、私たちの景気に対する感覚は依然として明るさの実感がなくまだまだ厳しいものがあり、地方自治体にとっても厳しい経済状況が続くものと思います。

経済水準の低さは個人消費にも大きく影響し、小売販売や企業業績も低迷していますが、今こそ景気拡大のため国・県の経済対策を大いに活用するとともに、安定した市民生活を確立するために諸事業を展開しなければなりません。観光の振興も大きな大切な事業だと思います。そこでこのたびは、新政クラブの一員として観光を主題として多くの市民から寄せられた意見とともに一般質問をさせていただきます。

通告番号11番、寒河江市の観光振興について。観光振興策についてどのように取り組んでおられるのか、経過と今後について伺います。

佐藤市長は、本年度の施政方針説明で五つの寒河江のまちづくりの柱を立てられました。その中に、産業のさらなる活性化とにぎわいの創造による元気なまちづくり、西村山地域や仙台圏などほかの地域との交流提携を強化する大きな未来都市づくりを掲げ、施策の大要として商業の振興のために集客が図られる祭りやイベントの開催によるにぎわいづくりが大切である。来寒される方への魅力ある特産物の提供が欠かせない。新商品開発支援補助事業を実施してきた。さらに、これまで長年実施してきたさくらんぼ祭りを初めとする祭り、イベントについて観客の減少など、継続する上での課題が生じており、市民主役の原点に戻り見直しを行いにぎわいのある新たな祭りの構築を図る。観光振興については年間を通して魅力ある観光情報の発信により誘客を図り、滞在時間の拡大による経済効果の向上に努めるため、観光資源である歴史文化、食、温泉、自然、祭りやイベント等を組み合わせ、季節ごとに特色ある観光ルートの整備、充実を図る。さらに、西村山を中心とした村山圏域自治体との連携を密にし、やまがた離の道、出羽の古道、六十里街道など広域的な新たな観光資源の発掘に取り組むとともに、観光による地域振興をより確実なものとしていくため、西村山地域の観光振興プラン策定を進める。

大きな未来都市づくりについては魅力ある寒河江のイメージアップに努め、慈恩寺を初めとする歴史と文化、花と緑とせせらぎが織りなす景観、さくらんぼを代表とする農産物等、全国的に誇れる寒河江の「宝」を仙台圏域を初め全国に積極的な情報発信を行う。また、仙台での物販や本市のPRを行う「さくらんぼキャラバン」や駅前広場等での「寒河江駅前自由市場」の実施により、新たな寒河江の活力を構築するとしています。

佐藤市長は、就任以来今日まで総合的な元気づくりに向かってトップセールスを初め、農産物ブランド化推進、観光キャンペーン推進協議会の設立を初め本市出身のタレント佐藤 唯さんを「さくらんぼ観光大使」に委嘱するなど果敢に政策の実行に努めておられますが、特に特徴ある事業を展開するために、今年度よりイメージアップ推進室の創設により庁内において祭りの見直し検討を

進められているとお伺いしています。検討会議の役割、経過並びに取り組みの内容、今後の進め方などについてお伺いします。さらに、本市の観光や祭りについては市民との協働が欠かせないと思いますので、関係する組織や団体等のあり方について認識されている課題も含めてどのような取り組みをなされておられるのか、多くの市民の関心事になっています。これからの方向性などとともに伺いいたします。

次に、観光資源についての考え方、整備の方策などについて伺いいたします。

観光資源については、歴史文化、食、自然、祭りやイベントなどさきに述べさせていただいたように、まだまだ発掘、整備、活用を進めなければならないものと思いますが、これまで多くの市民から寄せられた事例を御紹介しながら御所見をお伺いいたします。

まず、景観として自然の恵みを生かした事例として、寒河江八幡宮のソメイヨシノが挙げられると思います。八幡公園の桜の歴史は古く、左沢線の開通当時に植栽され、旧国鉄時代に指定公園となり、これまでに多くの市民や市外からのお客様を楽しませてきました。ことしの桜まつりは八幡公園のぼんぼり点灯や出店もなく、長岡山の寒河江公園まで範囲を広げて実施されましたが、実施に至る経過などが市民に十分伝わらなかったためか「八幡様に来たが、何もなかった。夜桜も見られなかった」などの質問を受けることがたびたびありました。また、陵東中学校から石持までの区間、石川西洲崎線の桜並木の大胆な剪定についても質問を受けることがありましたので、これらのことについてまず経過等について伺いいたします。

県内各地で桜回廊などを整備しキャンペーンを張っていますが、当市においても八幡公園や整備や手入れがおくれている長岡山の桜の丘、さきに申しあげました石川西洲崎線などの市内の桜、それに市民の記念植樹などで整備され、今見ごろを迎え月山や葉山とともに清流が美しい寒河江川の堤防の桜などは、他に引けをとらない有望な資源の一つだと思います。ぜひ、整備を進め活用すべきと思いますが、いかがでしょう。

次に、さくらんぼの生産者からの意見について御所見をお伺いいたします。

当市は、「日本一さくらんぼの里」として行政やJAは言うに及ばず、生産者みずからが先進的な機運を持ち、時代を先取りし資金的な負担も惜しまず努力の結果、現在の地位を確立してきました。

観光さくらんぼ園の開園式も6月10日と迫ってまいりましたが、御案内のように本年の天候不順の影響で果実が熟さず露地物での対応が困難なことから、佐藤錦を期待して訪れる観光客に紅さやかで対応することになる上、無加温ハウスを提供することにより本来1,500円の入園料が大手観光会社との露地物での事前約束のため800円となり、差額は加入している組織すなわち園主の負担となり、さらにJAや加入組織への負担があり対応が厳しいというものでした。これまでも、観光さくらんぼ園として対応に努力してきたが、折からの不況もあり観光客の伸びに期待できないこと、農家の減少も進んでいること、さらに今後は無加温ハウスでの提供が中心になることなどから、後継者対策の面も含め、生産者が意欲を持てるよう継続的な対策、農政支援を望むというものでした。

歴史文化、食などその他当市が誇れる多くの観光資源について活用の、整備の方向性を定め本市の観光振興を図っていくことが肝要だと存じますし、多くの市民の期待も大きいと思いますので、市長の御所見をお伺いし、第1問といたします。

高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 寒河江市の観光振興について何点か激励も含めて御質問ありましたので、お答えをしたいと思いますというふうに思います。

まず、祭りの見直しの検討の状況と今後の進め方についてでありますけれども、寒河江市の祭りを主催しております寒河江市四季のまつり実行委員会におきまして、ことし1月開催の役員会において祭りの見直しについて協議をし、4月の総会においてまつり充実対策検討委員会というものを設置して見直し案の協議を進めているのは御案内のとおりであります。当然、市も実行委員会の構成メンバーでありますので、このまつり充実対策検討委員会の協議にも関わっているわけでありませう。

市としてはこれまで地域座談会での御意見、それから各方面からの声などを踏まえて戦略的な情報発信を行い、寒河江市の魅力を広く全国にPRしていこうということで4月にイメージアップ推進室を設置し取り組むこととしたところであります。寒河江市の魅力の一つであります「祭り」につきまして、現在この推進室を窓口にして検討しているところであります。その充実を図っていくために、実は昨年7月からいろいろ検討会議というものを立ち上げさせていただいて、さまざまな検討を進めてきたところであります。市としては、今後市の考えというものがまとまった段階で、その内容について四季のまつり実行委員会の中の検討委員会に提案をしていきたいというふうに考えているところでありますので、御理解を賜りたいというふうに思っているところであります。

次に、観光や祭りに関係する団体のあり方について御質問がありました。

御案内のとおり、祭りについてはこれまでそれぞれ祭りごとに実行委員会が組織され祭りを開催しておられたわけでありませうけれども、お互いに相互に連携をとりながらより効果的な実施をするということで、平成17年からは各実行委員会を統合した寒河江四季のまつり実行委員会が組織をされて現在に至っているわけでありませう。祭りは一つの大きな観光資源であります。寒河江市には祭り以外にもさまざまな豊かな観光資源があるわけでありませう。このたび、そうした観光に係る、関連する、関係者が一丸となって寒河江市の情報発信、観光PRを一段と強力に進めていくために、寒河江市観光キャンペーン推進協議会というものを設立されたところであります。この推進協議会とともに、市といたしましてはこれまでの枠にとらわれず、より広い視点からの情報発信、観光PR体制を強化をして、観光客誘致を一層進めていきたいというふうに考えているところであります。

次に、ことしの桜まつりの経過について、御質問がありました。私も事後報告としてお聞きしておりますので、その範囲内でお答えをしたいと思いますというふうに思います。

これまで、桜まつりについては八幡公園を会場として四季のまつり実行委員会が開催をして、ぼんぼりの設置や飲食店等の出店が行われてきたわけでありませう。しかし例年出店を行ってきた桜まつり協力が、開催間近になり来客数の減少を理由に八幡公園には出店しないこととなりまして、まつり実行委員会では緊急措置として一般企業等から募集していたぼんぼりの設置を取りやめたものとお聞きしているところであります。今後の桜まつりのあり方につきましては、八幡公園のぼん

ぼり設置をどうしていくかということも含めて、先ほど申しあげました祭りの検討委員会において協議中ということですので、まずその推移を見守っていきたいというふうに考えているところであります。

次に、桜の街路樹の剪定について御質問がありましたので、お答えをしたいというふうに思います。

御質問のありました市道石川西洲崎線は平成14年から17年にかけて道路改良工事を行い、植樹樹に234本のソメイヨシノを植栽いたしました。周辺はさくらんぼ等の優良な果樹地帯であります。街路樹の成長に伴いましてさくらんぼの生育、とりわけ受粉や着色に影響を及ぼす懸念があるという声が寄せられたところでもあります。また、寒河江警察署からは交通安全の確保のために樹木の剪定を要請されているところであったわけでもあります。こうしたことから、昨年度に街路樹の剪定を実施したわけでもありますけれども、桜の開花時期には、市民の方から先ほど御指摘がありましたように、せっかくの桜を惜しむ声が多かったということもあります。また、剪定方法についてはどうかという声も寄せられたところでもあります。今後この街路樹につきまして、周辺のさくらんぼと共存できるような管理のあり方について専門家の意見などもいただきながら検討してまいりたいと考えているところでもあります。

先ほど、市道石川西洲崎線について平成14年から17年と申しあげましたけれども、平成4年から平成7年にかけての道路改良を行ったというものであります。おわびして訂正を申しあげたいというふうに思います。

次に、市内の桜名所の活用ということで御質問がありましたけれども、石山議員御指摘のとおり、市内にはさまざまな桜の名所があるわけでもあります。これらについては、これからの観光資源として大変魅力を秘めている名所であるというふうに思います。例えば、広く西村山を初めとする隣県、市町の桜の名所と組み合わせる観光ルートの構築など、その活用といいましょうか、利用といいましょうか、そういう方策について今後鋭意幅広い視点に立って検討してまいりたいと考えているところでもあります。

次に、天候不順に伴うさくらんぼ狩りのハウス物での対応状況ということでありますが、御案内のとおり天候不順の影響による開花、収穫期のおくれという事態に見舞われているわけでもありますけれども、この事態に伴う新たな費用負担というものについては、周年観光農業推進協議会で組織対応していくというふうにお聞きをしているところでもあります。さくらんぼ狩りを受け入れる周年環境農業推進協議会には、観光エージェントとの信頼関係の維持、さらには受け入れ調整等に大変な御苦労いただいているわけでもありますけれども、ぜひ万全な対応に努めていただきたいというふうに思っているところでもあります。

次に、観光資源の整備と方針についてお答え申し上げます。

観光誘客を推進をして地域経済の活性化を図っていくには、一つには観光資源の発掘や新しい名産品、商品の開発というのはやはり必要であります。

二つにはソフト、ハードを含めた受け入れ態勢の整備というものを充実をしていかなければなりません。

三つには、先ほど来申しあげておりますが、広域的な取り組み、そういうものも広めていかなければなりません。

そして、四つには情報発信、宣伝による強力な誘客促進というものを行っていくことは大変重要ではないかと思っているところであります。寒河江市におきましては、観光面においては、先ほど来石山議員の御指摘もありますとおり、まだまだ発展する潜在能力を有しているというふうに認識しておりますので、今後も関係者と一丸となって総合的に、そして真剣に取り組んでいく必要があるかというふうに思っているところであります。

以上であります。

高橋勝文議長 石山議員。

石山 忠議員 御答弁ありがとうございました。

第1問で触れさせていただいた課題等について丁寧に御答弁いただきましたけれども、特に今回の桜まつりの対応やあるいは大胆な剪定と申し上げた部分については、町の人に本当に知らされていなかったのかなという感じがしますので、知らせるといっても大切な仕事かなということでお伺いをさせていただきました。特に、今市長からもありましたが、露天商組合と協力する出店の方々についても、お客さんが来ないからできなくなったということよりも、組織としてはあるいは観光対策する方の側としては、なぜ人が来なくなったのだろうか、人を集めることによって、集客することによってその対応ができるのではないかといったような、前向きなといいますか、原因を究明して進むという意識を持って取り組んでいただければもう一つ内容が変わってくるのかなというふうな感じがいたしました。そんなことでお伺いしたわけです。

続いて、第2問にさせていただきますけれども、旅行業には海外旅行あるいは国内旅行ともに企画・販売できる第1種、国内旅行だけの第2種、本社所在地と隣接市町村での旅行に限る第3種がありまして、2007年5月の旅行業法改正で、営業保証金など財政要件が緩い第3種でも地域限定で独自に旅行商品を企画・販売できるようになりまして、市町村の観光協会が旅行業に進出する道が開けたことにより、福井県観光連盟とあわら市観光協会が旅行業資格取得の準備に入り、富山県氷見市観光協会では3月に旅行業資格を取得しました。背景には、観光地の競争激化と足元の資源を発掘・活用してほかの地域との違いを鮮明にして観光客をふやす戦略で、大手旅行会社のツアー商品は、「有名観光地を別にすれば現地のことを詳しく知らない」地元の観光資源に精通している団体みずから商品を企画・販売すれば内容を充実できるだけでなく、「観光客の反応を直接把握でき、観光地としての改善点、問題点が見えてくる」単価の安い商品となることが予想されるが、「単価が安い商品は大手は興味を示さないが、地元にとっては経済効果がある」といった記事が、5月17日付の日経新聞に掲載されていました。

当市には寒河江川の鮎、広葉樹林帯のグリーンセラピー観光に結びつける葉山大円院のユキツバキや、100万ドルのサラサドウダン、納豆汁やだし、ひっぱりうどんなどの観光資源にまで発展した食、それに自然景観や農村民宿など広域の観光資源もまだまだ多く埋もれていると思いますので、着地型ツアーとしてぜひ検討されることを望みます。さらに祭りやイベント、先ほど見直しを進めておられるということでしたけれども、それぞれに生い立ちや歴史があります。伝統があります。見直しに当たっては十分な検証を行い、その上で新たなイベントの開発に努めていただきたいと願っています。また、当市において、他に先駆けて実施してきたイベントなどで他市にお株を持っていかれた行事もあり、心中穏やかでないのが偽らざる気持ちでいるのは私一人ではないと思います。これらについてもぜひ検証されておくべきと思いますが、いかがでしょうか。

以上について市長のお考えをお伺いし、第2問といたします。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 先ほど来お答えをしておりますけれども、観光の資源というものは寒河江、そしてもう少し広い視点に立てば西郡全体の中にもいろいろ埋もれたものも、埋もれている、磨けば玉になる資源というものもたくさんあるというふうに認識しております。観光の振興の方策というのは、大量の観光誘客をする大規模なものと、やはりきめ細かい地域に密着したおもてなしの心をはぐくむ観光と、大きく二つがあるのではないかというふうに私はこのごろ思っています。その両方についてやはり推進して、全体として振興を図っていくということが必要であろうかというふうに思います。そういった意味で、先ほど石山議員の御指摘の、地域の皆さんの温かいおもてなしを介したその資源の活用というものについては、やはり我々もいろいろ勉強させていただきながら、そうしたネットワークづくりなども進めていく必要があるというふうに思っているところであります。

それから、祭りの見直しに関してはやはり何百年も続いたお祭りというものは、いつの時代も同じお祭りをしておきながら多くの観光客を呼んでいるお祭りということが一つあるかと思えます。そういったこともおっしゃっているのかなというふうに思いますので、そういった伝統、歴史というものを踏まえた上で、さらに大きな観光資源としての祭りをどうしていくかということについて、見直しを行っていききたいというふうに思っているところであります。

ぜひ、皆さん方の、議員からもいろいろな御指摘をいただきましたけれども、これからの寒河江市のお祭り、観光というものの推進にさらに頑張っていかなければならないというふうに思いますし、旅行法の改正なども十分検討しながらさらにそういう事例なども研究しながら、さらにいい方策を研究していきたいというふうに思っているところであります。

以上であります。

高橋勝文議長 石山議員。

石山 忠議員 第3問に入らせていただきます。

ことしも花咲かフェアINさがえが6月5日から28日までの日程でオープンいたしました。全国各地から大勢の観光客がお越しになることを願っています。

第1問で申しあげましたが、ことしの気象条件により、さくらんぼの最盛期が1週間以上おくれることが予想されています。当市の観光資源の「宝」であるさくらんぼを楽しみに訪れるお客様に花咲かフェアも楽しんでいただける手立てはできないものでしょうか。市長が先頭に立ってトップセールスをしている「紅秀峰の里」を売り出すためにも、万難を排し実現してほしいと思います。

少々古い話ですが、平成14年やまがたフェア、花咲かフェア始まるの年、8月7日付山形新聞夕刊のコラム「気炎」の中で、「寒河江の心意気」と題した一文を御紹介し、質問を終わります。

「コラム子というのは何かと批判や苦言を呈する小言幸兵衛的性格を持つ。私も多分その一人だろう。そんな私でもこのたびのさがえ花咲かフェアの5日間延長には関係者の方々へ無条件で賛辞を贈りたい。

国土交通省の提唱で、6月から寒河江市と新庄市でやまがたフェアが開かれてきた。問題はその会期。新庄市は今月26日までだが、寒河江市はさくらんぼに合わせて半月早く始めたので11日までとなっていた。妖精の花畑や花楽園、水辺の花回廊やフローラル・イリュージョンなど両会場とも花と緑の巨大ゾーンに趣向を凝らす。日替わりのイベントに花の学校やら作品展など。どちらも連日大勢の入場者でにぎわっている。

だが、この日程だと寒河江会場はお盆前に閉幕する。これでは帰省者にせつかくの催しが見せられないと当初から不満があった。とはいえ主催者はいわゆるお役所。途中で会期の変更なんかとあきらめていた。

それが盆明け16日まで延長されることになった。正式の会期ではない。同市の推進協議会がボランティアの協力を得て独自に運営するそう。官だけだったらこうはいかない。これまでもチェリーランドなどの先駆的プランを突らせてきた寒河江市ならではだろう。何よりもいろんな人から喜んでもらおうとする地域のもてなしの心がすばらしい。

話は変わる。大阪の巨大施設ユニバーサル・ジャパンは、以前も賞味期限切れの食材を使って問題になった。今度は、飲み水が工業用水だったこと、花火に規定以上の火薬を使っていることが発覚した。

お客を何だと思っているのだろう。寒河江衆のつめのあかでものませてやりたい。」

ありがとうございました。

高橋勝文議長 以上で、一般質問は全部終了いたしました。

発言取り消しの件

高橋勝文議長 この際、お諮りいたします。

6番杉沼孝司議員から、6月3日の本会議の一般質問の発言について会議規則第64条の規定によりその一部を取り消したい旨の申し出がありました。この発言取り消しの申し出を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、杉沼孝司議員からの発言取り消しの申し出を許可することに決しました。

散 会 午前11時59分

高橋勝文議長 本日はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。